

令和5年度

包括外部監査の結果報告書 (概要版)

(産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について)

八尾市包括外部監査人

公認会計士 奥谷 恭子

目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】 外部監査の種類	1
【2】 選定した特定の事件	1
【3】 特定の事件を選定した理由	1
【4】 監査対象部署	2
【5】 包括外部監査の方法	2
【6】 包括外部監査人補助者	3
【7】 包括外部監査実施期間	3
【8】 利害関係	3
【9】 略称等	3
第2 監査対象の概要	4
【1】 市の概況	4
【2】 八尾市第6次総合計画の概要	8
【3】 監査対象事業	11
第3 監査の結果及び意見	12
【1】 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	12
【2】 個別の事業執行に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	13
第4 個別の事業執行について	15
【1】 産業政策検討事業	15
【2】 産業立地誘導推進事業	15
【3】 中小企業サポートセンター事業	16
【4】 オープンイノベーション推進事業	16
【5】 地域企業振興事業	18
【6】 産業ブランディング事業	18
【7】 ワークサポートセンター管理運営事業	18
【8】 無料職業紹介事業	19
【9】 ダイバーシティ経営推進事業	19
【10】 観光魅力創造事業	19
【11】 八尾河内音頭まつり振興事業	20
【12】 国内交流事業	21
【13】 観光活動支援育成事業	22
【14】 観光振興の計画について	22

第1 包括外部監査の概要

【1】 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

【2】 選定した特定の事件

1. 包括外部監査の対象

産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について

2. 包括外部監査対象期間

原則として、令和4年度を監査対象期間とし、必要に応じて監査作業実施時点における令和5年度の状況及び令和3年度以前も含めた。

【3】 特定の事件を選定した理由

八尾市は、「八尾市第6次総合計画」において、八尾市の将来都市像を「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾」と掲げ、6つのまちづくりの目標と34の施策を策定しているが、そのなかでも、「目標3」に掲げる「世界に魅力が広がるまち」として、地域経済を活性化し、魅力ある都市づくりを推進することで、産業集積の維持発展を図り、八尾に関わりたいという個人や企業・団体をさらに増やし、にぎわいのある環境づくりをめざしている。

また、八尾市は国から「地域再生計画」の認定を受け、地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出等の取り組みを積極的に進めている。さらに、令和3年度の組織機構改革においては、観光振興に係る組織を新たに設置するなど、横断的視点で新たな市の魅力を広げていくための組織再編を行い、さらなる取り組みを進めている。

したがって、これらの取り組みが一体として機能し、効果的な事業として成果が上がっているかについては、まちのにぎわい創出や健全な財政運営の実現への影響が大きく、市民の関心も高いものと考えられる。

以上から、産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について検討することは重要であり、令和5年度の包括外部監査のテーマとして有意義であると判断しテーマとして選定した。

【4】 監査対象部署

魅力創造部等（産業振興、雇用政策及び観光振興に関連する事務を所管する部局）

【5】 包括外部監査の方法

1. 監査の視点

- ① 対象とした事務事業は関連諸法令・諸規程に基づき適切に行われているか。
- ② 対象とした事務事業は効果的かつ効率的に行われているか。
- ③ 市民や中小企業者等の利便性の確保、公民での役割分担や連携が適切かつ十分に行われているか。
- ④ 各種業務について適切な評価が行われ、適時に見直しが行われているか。
- ⑤ 業務や施策に関する情報が市民や中小企業者等にわかりやすく提供されているか。

2. 監査の方法

- ① 監査対象の事業に関する事務の執行に関連する法令、条例、規則等を確認する。
- ② 監査対象の事業に関する事務の執行に関連する資料の閲覧、担当者への質問等を実施する。
- ③ その他監査人が必要と認めた監査手続を実施する。

【6】 包括外部監査人補助者

宮本 豪 (公認会計士)
河野 将之 (公認会計士)
吉良 麻里子 (公認会計士)
宮原 朋子 (公認会計士)
古田 豪 (公認会計士協会準会員)
柿平 宏明 (弁護士)

【7】 包括外部監査実施期間

令和5年7月28日から令和6年1月30日までの期間で監査を実施した。

【8】 利害関係

市と包括外部監査人及び補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により定める利害関係はない。

【9】 略称等

1. 報告書中の元号の表記

報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S50年＝昭和50年
H	平成	H30年＝平成30年
R	令和	R4年＝令和4年

2. 報告書中の数値・金額

報告書中の数値・金額は、市から監査人に提示のあった資料、ホームページ掲載の資料等を基に記載したものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

3. 端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

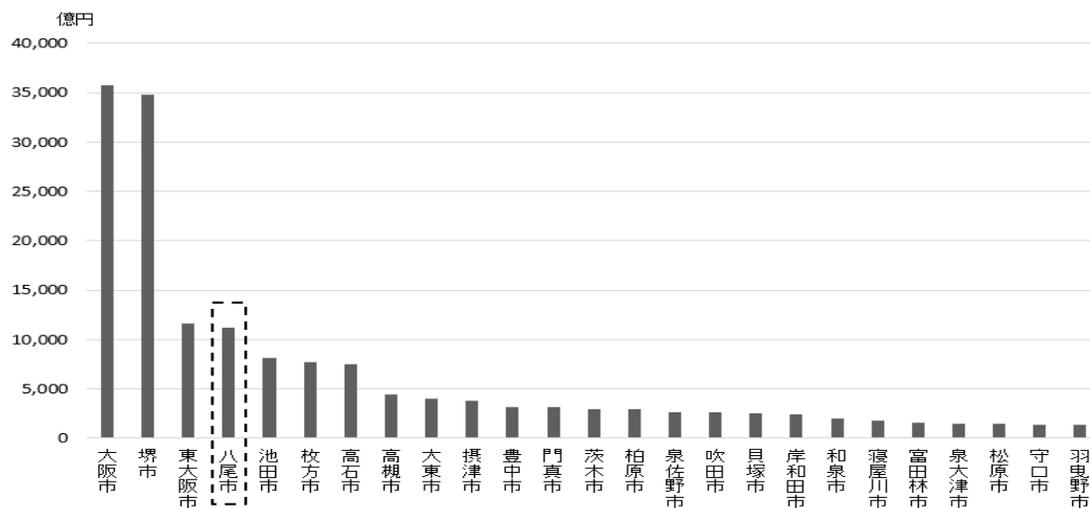
【1】市の概況

市の「産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行」を監査するにあたり、まず、市の産業、雇用、観光の状況を把握し、ここに紹介する。

1. 産業

市は、「ものづくりのまち」であり、中小企業を中心に、高度な技術力と製品開発力を誇る。全国トップシェアの出荷額で伝統ある歯ブラシ生産をはじめ、金属製品や電子機器など最先端技術に至るまで、幅広く製造されており、製造品出荷額は、府内で大阪市、堺市、東大阪市に次いで4番目（令和2年工業統計調査）の規模である。

【大阪府内の市町村別 製造品出荷額】



（出典：令和2年工業統計調査（従業者4人以上の事業所）の大阪府における集計結果より監査人が作成）

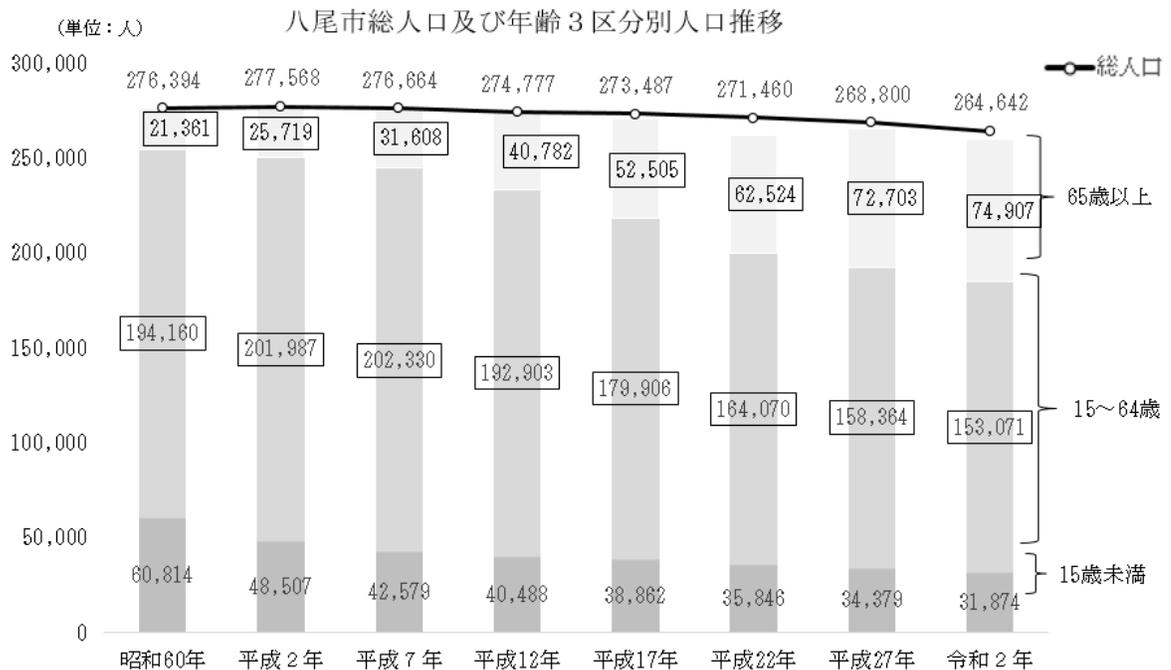
市の製造品出荷額11,245億円のうち、電気機械器具製造業が3,010億円、電子部品・デバイス・電子回路製造業が1,645億円、金属製品製造業が1,100億円、生産用機械器具製造業948億円となっている。

2. 雇用

(1) 人口

市の総人口は平成2年をピークに減少している。

市の年齢区分別にみると、年少人口（15歳未満人口）は昭和60年から減少し、生産年齢人口（15歳から64歳人口）は平成7年をピークに減少している一方で、老年人口（65歳以上人口）は昭和60年以降増加の一途をたどり、少子高齢化の傾向がみられる。



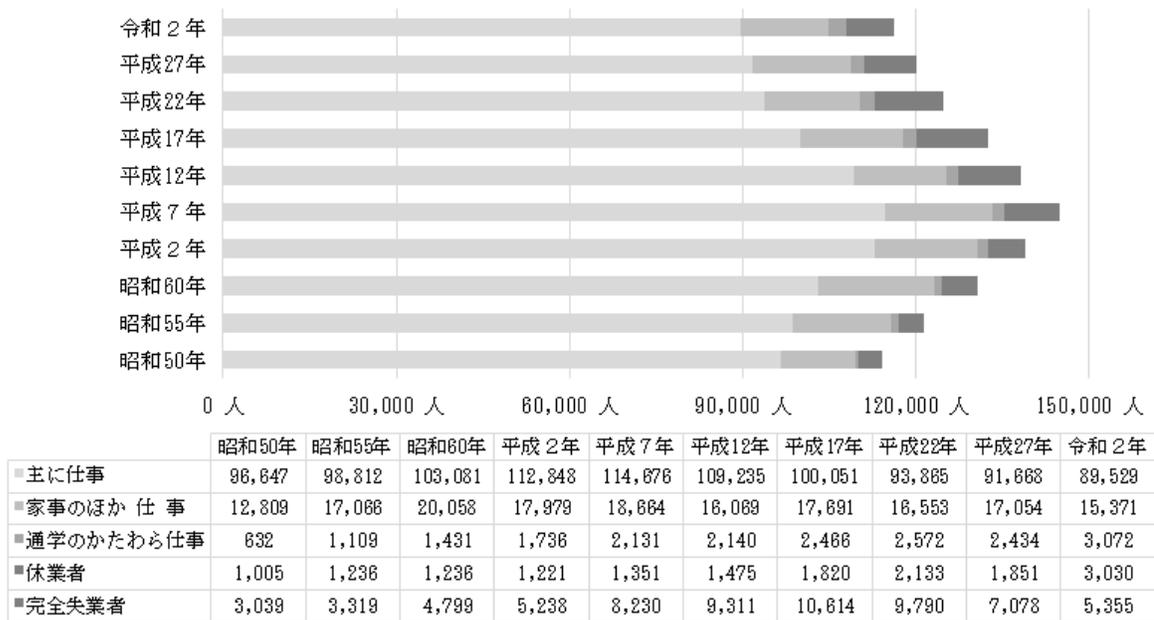
（出典：総務省統計局「国勢調査報告」より監査人が作成）

(2) 労働力人口

主に仕事をしている労働力人口は平成7年をピークに減少しており、また家事のほか仕事をしている労働力人口は昭和60年をピークに減少傾向にある。一方で、通学の傍ら仕事をしている労働力人口は年々増加傾向にある。

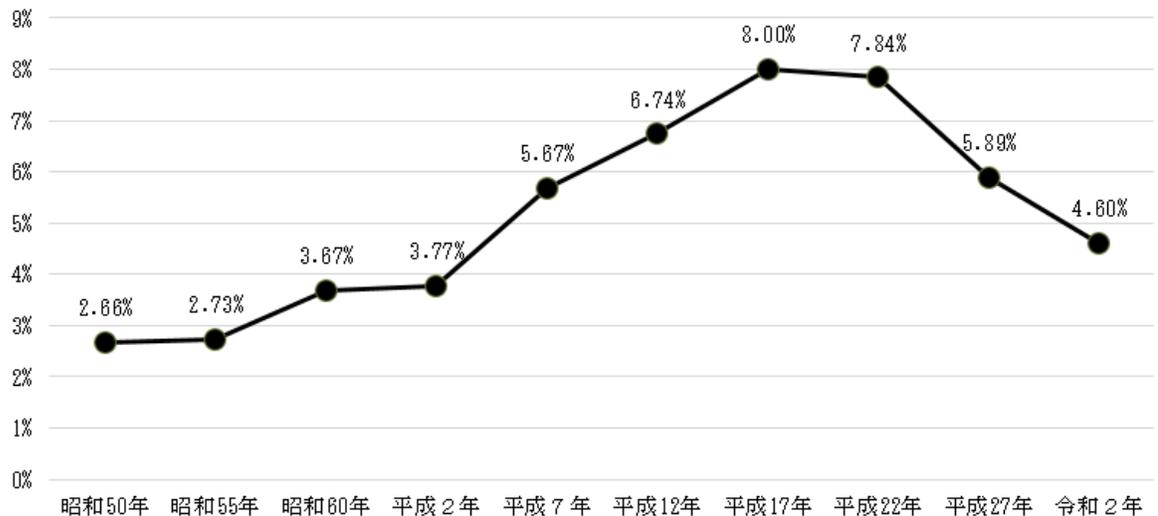
休業者は平成22年をピークに減少したものの、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により増加している。完全失業者数及び完全失業率は、ともに平成17年をピークに減少している。

15歳以上の労働力人口の構成



(出典：総務省統計局「国勢調査報告」より監査人が作成)

労働力人口のうち完全失業者の割合



(出典：総務省統計局「国勢調査報告」より監査人が作成)

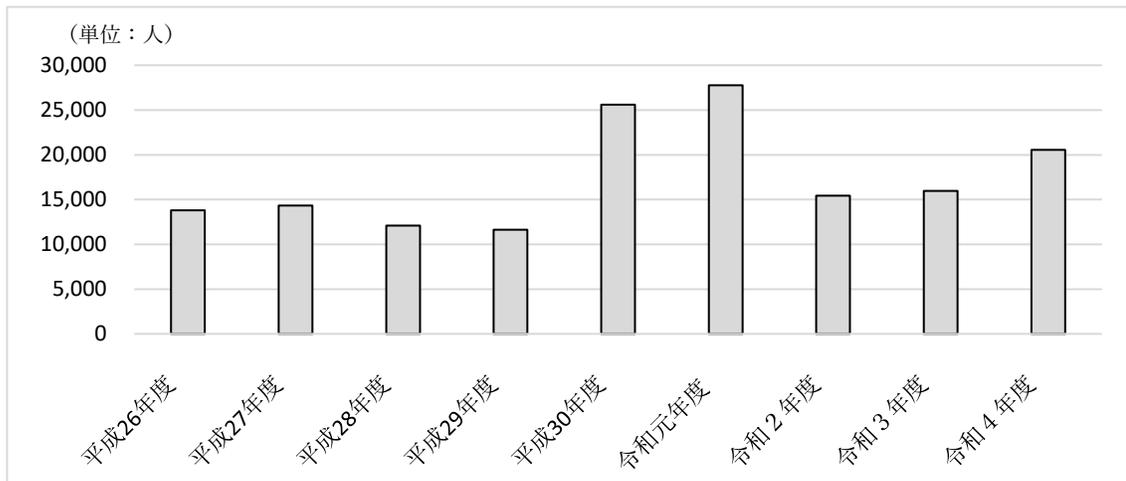
3. 観光

市は、河内音頭のふるさととされており、夏の風物詩として毎年9月上旬に八尾河内音頭まつりが盛大に開催され、市内各所に櫓が立ち、河内音頭の歌と踊りが、世代を超えて八尾の人々を熱くさせている。

また、市は豊かな歴史や文化財を有するまちであり、中河内最大の前方後円墳の心合寺山古墳や、200基以上もの横穴式石室墳が集中する「高安千塚古墳群」は全国的にも知られている。

八尾の魅力発信と観光振興を進める体制づくりを進めるため、平成25年一般社団法人八尾市観光協会を設立し、観光案内所を設置するなど、観光振興のための体制も強化している。

【八尾市観光案内所の来訪者数推移】

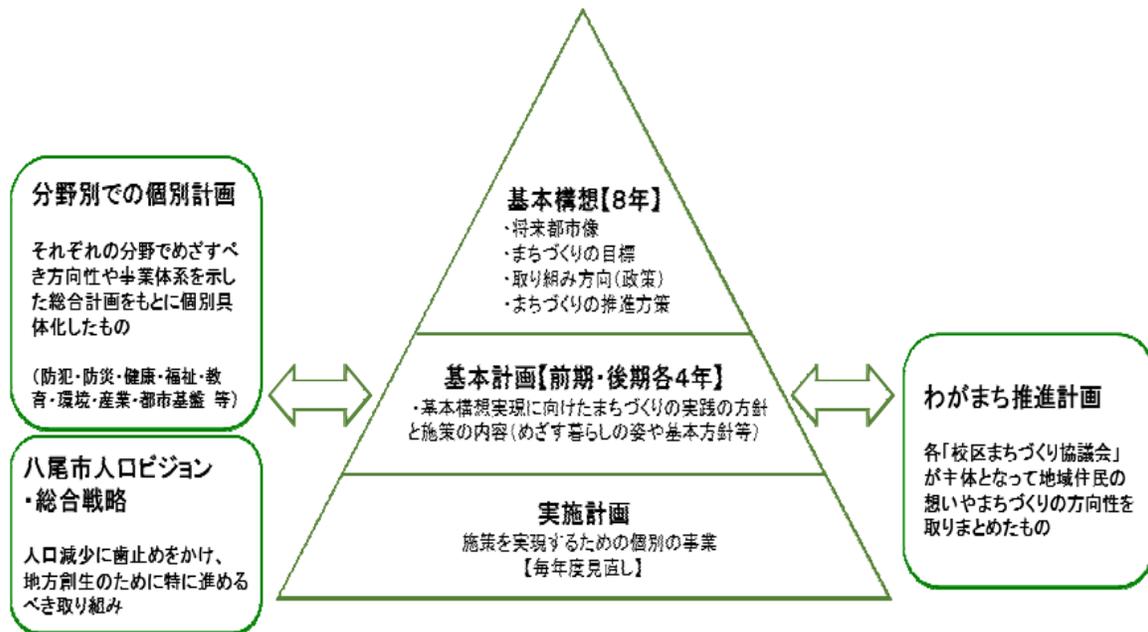


(出典：市提出資料より監査人が作成)

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大のため4月から5月にかけて休館している。

【2】 八尾市第6次総合計画の概要

市は、まちづくりの基本的な指針として、八尾市第6次総合計画「八尾新時代しあわせ成長プラン」を策定している。この総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成されている。



【八尾市第6次総合計画の構成】

(出典：八尾市第6次総合計画)

1. 基本構想

令和3年度から令和10年度までの8年間の市の将来都市像とそれを実現するためのまちづくりの目標を示すとともに、目標に取り組む方向(政策)とまちづくりの推進方策を示すものである。第5次総合計画では期間を10年間としていたが、時代の変化に迅速に対応するため、本計画では基本構想の期間を8年間としている。

将来都市像の実現に向け、基本構想において、市民の日常生活の場面とライフステージという視点から、市民のしあわせが実現するための6つのまちづくりの目標及び目標に向けた取り組み方向を政策として表している。

2. 基本計画

基本計画は、基本構想期間の8年間で前期・後期の各4年間に分け、基本構想実現に向けたまちづくりの実践の方針やその内容を示すものとして策定し、推進される。



図8 総合計画の期間

(出典：八尾市第6次総合計画)

また、「八尾市第6次総合計画 前期基本計画」（以下「基本計画」という。）において、6つのまちづくりの目標のもと、34の施策ごとに具体的な手法を体系化してとりまとめ、「めざす暮らしの姿」と「基本方針」を設定している。

基本計画では、「横断的な視点によるまちづくり」において実践における方針や施策の体系とその取り組みの内容、また「共創と共生の地域づくり」において地域のまちづくりを市で進めていくにあたっての実践の方針と内容を掲げている。

基本計画については施策の基本方針に沿って取り組みができたかを経年実績を積み重ねて評価し、横断的な施策展開を図ることができたかどうかをまちづくりの目標の視点でも評価することとしている。また、校区まちづくり協議会が主体となって地域住民の想いやまちづくりの方向性を取りまとめた「わがまち推進計画」を参照しながら、総合計画に基づき市民とともに地域のまちづくりを行っている。

3. 実施計画

「基本計画」に基づき実施する具体的事業については、「実施計画」を策定し実施している。令和4年度の実実施計画は、令和4年度から令和6年度までの3年間を計画期間とした第2期実施計画において策定されている。

第2期実施計画では、基本計画において定める各施策の「めざす暮らしの姿」を実現するため、各施策の「基本方針」を踏まえながら、令和4年度に特に注力する点を施策推進の基本的な方向性として明らかにし、それに則した具体的な取り組み内容を実施計画期間における個別の事業計画として示している。

さらに「めざす暮らしの姿」の実現にあたっての課題解決に向けた達成度などを定量的に計ること、また、まちづくりの現状を市民と共有する際の重要な物差しとすることを目的として施策ごとに指標を設定している。

【実施計画の推進について】

市では、財源やマンパワーなどの行政資源を計画的・効果的に最大限活用し、市民が必要とする行政サービスが的確に提供される持続可能な行政経営を行うため、「部局マネジメント戦略」の設定という次年度の組織戦略を定める取り組みを起点として、実施計画策定と予算編成を行い、次年度の資源配分の最適化を図る手法を採用している。さらに、実施計画、予算が確定し、施策展開を図る実施年度の段階には、当年度の「部局マネジメント戦略」を確定し、組織を挙げて、着実な総合計画の推進を図っている。

第2期実施計画においても本手法により庁内横断的な検討を重ね、策定を行い、事後評価を進める下記に示す行政経営の流れにより、PDCAサイクルを回している。なお、本計画の実績については、令和5年秋に「第2期実施計画施策実績書」として公表されている。

【3】 監査対象事業

監査の対象とする事業は、産業振興、雇用政策及び観光振興に関連する事務を所管する部局である魅力創造部の観光・文化財課、産業政策課、労働支援課が実施している事務事業のうち、以下のものとする。

施策	事務事業名	担当部署
(施策5) やおプロモーションの推進		
1	観光魅力創造事業	観光・文化財課 観光振興係
2	八尾河内音頭まつり振興事業	観光・文化財課 観光振興係
3	観光活動支援育成事業	観光・文化財課 観光振興係
4	国内交流事業	観光・文化財課 観光振興係
(施策9) 地域経済を支える産業の振興		
1	産業政策検討事業	産業政策課 イノベーション推進係
2	産業立地誘導推進事業	産業政策課 イノベーション推進係
3	中小企業サポートセンター事業	産業政策課 イノベーション推進係
4	オープンイノベーション推進事業	産業政策課 イノベーション推進係
5	ベンチャーエコシステム創出事業	産業政策課 イノベーション推進係 地域企業支援係
6	地域企業振興事業	産業政策課 地域企業支援係
7	産業ブランディング事業	産業政策課 イノベーション推進係
8	地域商業にぎわい創出事業	産業政策課 地域企業支援係
(施策10) 就労支援と雇用機会の創出		
1	ワークサポートセンター管理運営事業	労働支援課 支援相談係
2	無料職業紹介事業	労働支援課 支援相談係
3	ダイバーシティ経営推進事業	労働支援課 支援相談係

(注：施策のあとの数字は、総合計画に掲げる施策番号である。)

監査対象を選定するにあたり、過去に包括外部監査のテーマとして選定されているかどうか、その結果に対する措置状況を勘案した。

第3 監査の結果及び意見

【1】 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

1. 監査の結果及び意見の記載方法

監査の結果及び意見であることを明確にするために、項目の見出しに（結果）又は（意見）と記載している。

（結果）については、「事実」と「結果」に区分して、「事実」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「結果」には、財務に関する事務の執行に関する合规性（適法性、正当性）から是正すべき事項を記載している。

（意見）についても、「事実」と「意見」に区分して、「事実」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「意見」には、合规性、有効性、効率性及び経済性の観点から市に参考となる提言等、監査人の意見を記載している。

なお、監査の結果又は意見には該当しないが、市に対する留意事項、市民等に対する情報提供の観点から重要と判断した事項については（結果）又は（意見）の文言は付さずに内容を記載している。

2. 監査の結果及び意見の件数

監査の結果及び意見の件数は、以下のとおりである。

項目	結果	意見
産業振興に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	2件	12件
雇用創出に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	0件	3件
観光振興に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	1件	13件

【2】 個別の事業執行に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

個別の事業執行に係る監査の結果及び意見の概要は、以下のとおりである。

<産業振興に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見>

事業名（結果・意見の概要）		頁
1	産業政策検討事業	
	①（意見1）景気動向調査の調査件数について	15
	②（意見2）景気動向調査の調査票回収率が目標未達であることについて	15
2	産業立地誘導推進事業	
	①（意見3）八尾市ものづくり集積促進奨励金について	15
	②（意見4）事業評価の指標の見直しについて	15
3	中小企業サポートセンター事業	
	①（意見5）インキュベーション施設の利用実績開示について	16
	②（意見6）インキュベーション施設の満足度調査について	16
	③（意見7）インキュベートルーム退去後の活動状況について	16
	④（意見8）インキュベーション支援の在り方について	16
4	オープンイノベーション推進事業	
	①（意見9）市が賃料負担をする「みせるばやお」の施設の立地について	16
	②（結果1、結果2、意見10）「みせるばやお」の賃料の負担及び法的関係等の整理について	17
5	ベンチャーエコシステム創出事業	
	意見なし	-
6	地域企業振興事業	
	①（意見11）意欲ある事業者経営・技術支援補助金の支出の効果について	18
7	産業ブランディング事業	
	①（意見12）「On-Do（音頭）ネット」の効果について	18
8	地域商業にぎわい創出事業	
	意見なし	-

<雇用創出に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見>

事業名（結果・意見の概要）		頁
1 ワークサポートセンター管理運営事業		
①	（意見 13）地域職業相談室について	18
2 無料職業紹介事業		
①	（意見 14）八尾市おしごとナビの在り方について	19
3 ダイバーシティ経営推進事業		
①	（意見 15）八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターについて	19

<観光振興に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見>

事業名（結果・意見の概要）		頁
1 観光魅力創造事業		
①	（意見 16）八尾市フィルムコミッション事業の事業計画について	19
②	（意見 17）共催イベントのリスク管理について	20
③	（意見 18）共催イベント来場者に対する市内観光への取り組みについて	20
2 八尾河内音頭まつり振興事業		
①	（意見 19）八尾河内音頭まつりの在り方について	20
②	（意見 20）八尾河内音頭まつりの来場者数の調査について	20
3 国内交流事業		
①	（意見 21）事業評価の指標が見直されていないことについて	21
②	（意見 22）国内交流都市を紹介する市のホームページについて	21
③	（意見 23）国内交流都市の相互交流について	21
④	（意見 24）国内交流事業の取組状況、効果に係る現状把握について	21
⑤	（意見 25）国内交流事業の継続について	21
⑥	（意見 26）事業評価の指標がアウトプットのみであることについて	22
4 観光活動支援育成事業		
①	（結果 3）観光協会の公式サイトの情報セキュリティーについて	22
②	（意見 27）事業評価の指標に係る実績値の根拠について	22
5 観光振興の計画について		
①	（意見 28）観光振興の計画策定について	22

第4 個別の事業執行について

【1】産業政策検討事業

(意見1) 景気動向調査の調査件数について

景気動向調査が施策検討に活かすことができる調査結果になるように、直近の調査における回答数が十分であるか、母集団の傾向を代表しているかを検討することが必要である。そして検討の結果、回答数が不足している場合には、これまでの回収率から発送数を何件にすべきか検討する必要がある。

(意見2) 景気動向調査の調査票回収率が目標未達であることについて

「世の中のトレンドに沿った的確な施策の推進を図ることで市内商工業者の課題に対応した施策を実施する」ことを進めるうえで、景気動向調査が重要な情報であるにも関わらず、長期にわたり調査票の回収率が目標に未達であるため、担当課は調査票の回収率改善について八尾商工会議所と協議していく必要がある。

【2】産業立地誘導推進事業

(意見3) 八尾市ものづくり集積促進奨励金について

企業活動が自由であることも踏まえたうえで、過去に交付を受けた事業者について、交付期間後の一定期間の活動状況を確認して、転出が多いようであれば、事業者が転出しづらい制度設計の必要性がないか、定期的に検討して、現行制度における支給要件等の継続が問題ないか確認することが望まれる。

(意見4) 事業評価の指標の見直しについて

事業目標にも挙げられている「税込及び雇用の確保」を推進するための目標（例えば一定の規模を超える工場の奨励金指定件数や、制度利用者の従業員数の増加、税込の増加）を事業の成果から得られた変化や効果（アウトカム）として事業評価の指標に加えることが有用と考える。

【3】 中小企業サポートセンター事業

(意見5) インキュベーション施設の利用実績開示について

インキュベーション施設の稼働を高めるための取り組みとして、最新の入退去情報等利用実績を開示することが望まれる。

(意見6) インキュベーション施設の満足度調査について

インキュベーション施設利用者の意見、要望、不満を、より具体的に多く把握するとともに、利用者の満足度を定量的に評価するために、定型化し、精緻化したアンケートによる満足度調査を実施する必要があると考える。

(意見7) インキュベートルーム退去後の活動状況について

インキュベートルーム使用者の全員に対して、退去した後の活動状況を把握し、起業しない場合はその理由を把握する必要がある。また、退去後も一定期間は元インキュベートルーム利用者全員の活動状況を確認し、事業開始の有無、事業の実施場所、市内で事業を開始しない、または継続しない場合にはその理由を把握し、今後のインキュベーション施設の在り方や改善策に活用することが望まれる。

(意見8) インキュベーション支援の在り方について

インキュベートルーム退去後の利用者の活動状況を把握してインキュベーション施設の設置による市への貢献度がどれくらいあるのかを正確に把握することや、利用者の満足度や要望の調査方法を定型化、精緻化することにより得た情報に基づき支援策の見直しを進めること、情報提供を強化する取り組みを進めても、恒常的に利用率が低下している場合は、インキュベーション施設の在り方やその活用方法について総合的に検討することが望ましい。

【4】 オープンイノベーション推進事業

(意見9) 市が賃料負担をする「みせるばやお」の施設の立地について

オープンイノベーションの拠点である「みせるばやお」の施設がオープンして令和5年8月で5年経過することもあり、現在の立地に「みせるばやお」の施設があるこ

とで、どれだけ地域のにぎわいを創出できたのか評価する必要がある。その結果を踏まえて今後も現在地にて運営する必要があるのか、一定期間ごとに検討する体制を整備するべきと考える。

(結果 1、結果 2、意見 10) 「みせるばやお」の賃料の負担及び法的関係等の整理について

【意見 10】

必ずしも市が賃料を全額負担し続けることを前提とするのではなく、「みせるばやお」の活動内容や活動の採算性、公益性等を勘案して、事業運営を十分に行える会費収入等がある場合は、その部分に対して負担割合を決めるべきである。したがって、「株式会社みせるばやお」あるいは本来の活動主体である任意団体「みせるばやお」から一定程度の賃料負担を求めることについて検討することが必要であると考えます。

【結果 1】

「八尾市産業振興に関する連携協定書」や「転貸承諾に関する覚書」は、転貸先である「株式会社みせるばやお」が故意・過失で建物等に損害を発生させた場合は、市も連帯して損害を賠償することが定められているが、市と転貸先である「株式会社みせるばやお」の間の負担関係や、通常の退去にあっても発生する原状復旧義務の負担関係などが明確になっていない。したがって、市が予期していない支払いを負担するリスクがあるため、協定内容等の見直しを検討する必要がある。

【結果 2】

現在の転貸に係る覚書の記載は、市がみせるばやおの運営業務を株式会社みせるばやおに委託しているような記載となっているが、実態は別途、任意団体「みせるばやお」が株式会社みせるばやおに運営委託しているため法的関係が不明瞭となっている。したがって、運営委託の主体者について契約者相互に誤解が生じないよう、契約書等の文言を、実態に合わせて見直す必要がある。

【5】地域企業振興事業

(意見 11) 意欲ある事業者経営・技術支援補助金の支出の効果について

すべての事業者に対して意欲ある事業者経営・技術支援補助金の支出の効果を評価する仕組みは設けるべきである。

特に、新製品の開発、新分野進出及び技術革新といったことに対する補助金が、補助事業者にとって効果のあるものとなっているかについては、事業の性質上、短期的な評価と長期的な評価に分けて確認をしていくべきである。

【6】産業ブランディング事業

(意見 12) 「On-Do (音頭) ネット」の効果について

市内のお店の利用促進や、商業の活性化と質の高い生活環境の充実、そして八尾の歴史・文化・自然・生活への市民理解の深化といった「On-Do (音頭) ネット」の目的に照らして、民間事業者の自社サイトや他の紹介サイトでは得られない効果が「On-Do (音頭) ネット」にはあるのか、社会的環境の変化も踏まえて、測定・評価することが必要な時期にあると考える。

【7】ワークサポートセンター管理運営事業

(意見 13) 地域職業相談室について

市は、八尾市地域職業相談室を設置した時との社会環境の変化を分析すると同時に、社会環境の変化の弊害及びその変化に取り残された求職者にも目を向けながら、ワークサポートセンターへの市民ニーズ及び、設置の継続ができないこととなった場合の住民サービスの低下を客観的に把握したうえで、引き続き、当初目的とした出先機関としての必要性を満たしているのか、将来にわたり必要と見込まれるのか、つまり、現在の利用状況だけではなく、設置時の社会環境や設置の必要性、目的等に照らして、設置を継続する必要があるのか、定期的に検討することが望まれる。

【8】 無料職業紹介事業

(意見 14) 八尾市おしごとナビの在り方について

「八尾市おしごとナビ」は、求職者の就職・再就職の支援及び市内事業所の人材確保支援の2つの目的を担っているが、開設してから令和4年で6年経過したことから、サイトの開設当初の目標に対しての達成状況を点検して、その在り方について検討を行う時期にあると考える。

【9】 ダイバーシティ経営推進事業

(意見 15) 八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターについて

少しでも市の負担が軽減できる状況となるよう、今後、会員数の増加に努めていく必要がある。

また、民間事業者によるサービス提供もあること、その民間事業者との競合関係にもあることを鑑みて、利用者ニーズの高いところにサービスを集中することで、民間事業者との差別化を図るとともに、最終的には自主運営できる事業計画が立てられるように市は指導するなど、八尾市共済センターへの関与の仕方を見直す必要があると考える。

さらに、市が指導を実施してもなお加入者数が増加しないなど、運営費補助との費用対効果等が見込めない場合は、八尾市共済センターの在り方を見直す必要があると考える。

【10】 観光魅力創造事業

(意見 16) 八尾市フィルムコミッション事業の事業計画について

まずは「長期事業計画」または「長期ビジョン」で、10年後もしくはさらに遠い未来にめざす姿をまとめて活動指針としたうえで、この「長期事業計画」または「長期ビジョン」を実現するために3年から5年程度で実施すべきことを示す「中期事業計画」を定めることが望まれる。

(意見 17) 共催イベントのリスク管理について

「共催」の場合「後援」と比べ、事故、法令違反等などがあつた場合、市の責任が強く問われる。

したがって、想定される事故・法令違反等の発生可能性、発生した場合の市の責任の範囲を検討したうえで、共催の可否を決定すること、及び共催相手との責任関係を明確にしておくことが必要である。

(意見 18) 共催イベント来場者に対する市内観光への取り組みについて

共催は、市の魅力発信、周辺地域との連携等に寄与し、また、万博前のイベントとして市との取り組みの連携を図れるものと考えられるため、今後は当該イベントを契機に八尾市を知った人たちをどのように市内観光につなげていくのかについて検討を進め、再度八尾市に来たくなるような仕掛けを戦略的に描いたうえで実行する必要がある。

【1 1】 八尾河内音頭まつり振興事業

(意見 19) 八尾河内音頭まつりの在り方について

八尾河内音頭まつりの運営資金となっている当事業の補助金や委託費等実費に加えて、市職員の関与にかかるコスト（従事日数に概算の時間単価で試算）も集計して、当事業の効果を分析する必要がある。そして、補助金の規模や市職員の関与度が、八尾河内音頭まつりの開催規模や運営方法に大きく影響を及ぼすことを踏まえて、八尾河内音頭まつりの在り方自体を検討することが必要になると考える。

(意見 20) 八尾河内音頭まつりの来場者数の調査について

八尾河内音頭まつりの来場者数の基本的調査方針を定め、そのなかで調査対象を明確にし、各年度の調査方法は開催形式や会場に沿って具体的に計画、調査を進める必要がある。また、基本方針や実施計画、調査の実施状況は文書として残す必要がある。

【12】国内交流事業

(意見 21) 事業評価の指標が見直されていないことについて

事業評価の指標の計画値を活動目標とするのであれば、事業計画の見直しに合わせて指標の見直しが必要である。

(意見 22) 国内交流都市を紹介する市のホームページについて

国内交流都市と連携して、国内交流都市を紹介するホームページの内容は、定期的に更新すべきである。

(意見 23) 国内交流都市の相互交流について

国内交流事業の予算が削減され、実施可能な事業に制限があるなか、国内交流都市からの提案は有効に利用すべきである。

また、国内交流都市と調整して、割引可能な特定施設の範囲を拡大させることや、市のホームページの更新だけでなく広報誌等でも情報発信するなど、市民への効果的な周知方法も検討すべきである。

(意見 24) 国内交流事業の取組状況、効果に係る現状把握について

国内交流事業の効果を測り、個別の事業内容を見直すための実態調査が必要である。また、実態調査では国内交流の活動実態の把握にも努め、市民同士で国内交流をしている実績があれば、市のホームページで紹介し、市民の行動意欲を刺激することが望まれる。

(意見 25) 国内交流事業の継続について

国内交流事業の現状把握を行ったうえで、「国内交流」とは何を意味し、何を目的に国内交流事業を実施するのか、国内交流事業そのものを継続の要否や、他の観光関連事業との一体での事業展開といったことについて検討すべきと考える。

(意見 26) 事業評価の指標がアウトプットのみであることについて

事業活動の成果である「アウトプット」のみを事業評価の指標とはせず、成果物によってもたらされる効果・効用である「アウトカム」も事業評価の指標に含めるべきである。

【13】 観光活動支援育成事業

(結果 3) 観光協会の公式サイトの情報セキュリティについて

通信が暗号化された WEB サイトとして現在広く普及している、アドレスが「https://～」から始まる通信規格を観光協会の WEB サイトが採用していないため、観光協会のホームページにアクセスしたユーザーのデバイス（パソコンやスマートフォン、タブレット等）のセキュリティレベルの設定によっては、観光協会の WEB サイトを閲覧できない。

観光協会のサイトの通信規格が十分な情報セキュリティ水準を確保して、誰もが安心してアクセスできるように、市は補助事業の実施状況の確認手続の一環で、指導すべきである。

(意見 27) 事業評価の指標に係る実績値の根拠について

事業評価の指標である満足度調査の結果については、集計値のみ入手して完了するのではなく、その根拠としてのアンケートの項目やアンケートの収集範囲、集計結果のデータを把握し、信頼できるものか検討したうえで採用すべきである。

【14】 観光振興の計画について

(意見 28) 観光振興の計画策定について

新型コロナウイルス感染症の流行の前後で、人の流れや観光に求めるものが変わった可能性もあるが、そのような環境変化があるときこそ、観光関連の事業を進め、実行戦略を策定するうえで拠り所となる観光振興計画を策定し、環境変化に合わせて計画を見直しながら、毎年の実施計画を定めていくことが望まれる。

以上